

## 第3回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

### 第3回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年 1月23日(木) 午後1時30分開会・午後4時20分閉会							
開催場所	南部川村保健福祉センター 2階 プララホール							
議長氏名	玉井 尚 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員  出席 21名 欠席 0名  凡 例 出席 欠席 x	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	玉井 尚			委 員	小山 博	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	宮崎 常二			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわ糸	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	永井 俊子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	谷本 忠広			
	事務局次長	大江 弘一		事務局	柴田 一人			
	事務局	寺谷 敦						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

# 会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

- 4 . 議 事

報告事項

報告第 8 号 委員の変更について

協議事項

( 協議・確認 )

協議第 3 号の 1 新町の名称について ( 継続協議 )

協議第 7 号の 1 議員の定数及び任期の取扱いについて ( 継続協議 )

協議第 9 号 旧町村の慣行の取扱いについて

協議第 10 号 農業委員会委員定数及び任期の取扱いについて

協議第 11 号 地方税の取扱いについて

協議第 12 号 一般職員の身分の取扱いについて

協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第 14 号 介護保険事業の取扱いについて

協議第 15 号 消防団の取扱いについて

( 提案 )

協議第 16 号 総務企画関係事業の取扱いについて

協議第 17 号 保健衛生関係事業の取扱いについて

協議第 18 号 住民福祉関係事業の取扱いについて

確認事項

合併協議会委員管内視察研修について

南部町・南部川村合併「まちづくりフォーラム」について

第 4 回合併協議会開催日程等について

- 5 . 閉 会

### 第3回 南部町・南部川村合併協議会

日時 平成15年1月23日 午後1時30分

場所 南部川村保健福祉センター2階プララホール

玉井議長 ただいまより第3回南部町・南部川村合併協議会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員数は21人全員でございます。

それでは会議を始めます。

まず、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良村長よりごあいさつがあります。

山田会長 新しい年になりまして、第3回目の合併協議会をお願いをいたしました。全員のご出席を賜りましてありがとうございます。

第2回目は12月11日でございます。それ以来、年末年始にかけていろいろと会合があったり、また住民の皆さんと接する機会もたくさんあったかと思えます。そういう中で合併に関することも話題になって、いろいろ情報も皆さん方も把握されているかと思えます。

それで、きょうは第3回で協議事項もお示ししているとおりであります。進めていただくことになります。

なお、この期間中に専門委員会の方におかれましては新町の名称と、それから議会議員の定数等に関する専門委員会はこの期間中に開催をしていただいております。その状況につきまして、後から各委員長さんからご報告をいただくことになってございます。

3回目はこういう内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、後の次の議事のところで出てくるわけですが、報告事項で私の方からちょっと紹介を兼ねて申し上げます。

南部川村の第4号委員というのは区長会長であります。交代がありましたので新たに瀧川博己さん、ちょっと瀧川さん、委嘱申し上げたんでご紹介を申し上げます。

以上、それではよろしくお願いを申し上げます。

玉井議長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員は、A委員さん、B委員さんをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議事の1、報告事項で報告第8号の委員の変更についてを事務局より説明をお願いします。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料の1ページ、お願いいたします。

報告第8号 委員の変更について。

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成15年1月23日報告、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

委員の変更について、旧委員、南部川村4号委員、前田操。

新委員、南部川村4号委員、瀧川博己。

先ほど、会長あいさつの中にもございましたように、委員の変更がございましたのでご報告申し上げます。

玉井議長 ただいま会長並びに局長よりお話のありましたとおり、新しく瀧川博己さん、委員に就任されました。

恐れ入りますが、一言ごあいさつお願いします。

瀧川委員 南部川村の代表として任命されました。

何分、全然わかりませんので、皆さん方のご指導よろしくお願いいたします。

(拍手)

玉井議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、報告事項について終わりたいと思います。

引き続きまして、2の協議事項に移らせていただきます。

第1回及び第2回の協議会において提案されました9項目の協議事項について協議を行います。

まず、第1回協議会で提案されました専門委員会に付託されておりました協議第3号の1、新町の名称についての協議をお願いいたします。

事務局から説明を求めます。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料をめぐっていただきまして2ページ、協議第3号の1、新町の名称について(継続協議)。

新町の名称について継続して提出する。

平成15年1月23日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

新町の名称について。

新町の名称に関する専門委員会より別紙のとおり報告するというので、皆様方の机の上に配付させていただいてございます別紙1ですけれども、新町の名称に関する専門委員会委員長立田圭一郎氏より、協議会の会長でございます山田五良殿に名称に関する専門委員会報告について別紙を添付してございます。

以上でございます。

玉井議長 ただいま事務局から説明をいたしましたとおり、協議第3号の1については、専門委員会からの報告があります。

新町に名称に関する専門委員会の報告を求めます。

立田委員長。

立田委員長 新町の名称に関する専門委員会における協議の経過につきまして、ご報告を申し上げます。

昨年12月11日、本年1月15日、そして本日協議会前の3回の委員会をもちまして、約4時間にわたりまして真摯な議論を進めてまいりました。

その結果、専門委員会の意見と共通認識といたしましては、両町村にとって南部の名称は歴史的に見て南部郷、または南部組としてもともと一つの組織体であったこと。また、現在の両町村名に「南部」の名称が使用されております。また、今回の合併に当たりまして、大きな合併より小さな合併を選択した理由の一つにも、この「南部」の名称を残したかったという思いがあります。

さらに、南部の特産物を代表する南部の梅、または南部の魚がブランド名を守って全国的に知名度を有しているところであります。

また、南部梅林、JR南部等を代表するように、公的機関、または地名において広く南部の名称が使用されております。そしてまた、住民皆さん方の意識の中に確固として定着をしている現状であるかと思えます。

こうしたことから、このたびの新町名称の選定に当たりましては、一般公募をすることはなじまないものというように判断をいたしました。しかしながら、新町の名称の選定は、新しい町を建設することに当たり、両町村の住民の皆様方のご参加を得てご意見を反映させていただくことは極めて重要なことであることから、選択式アンケートの実施を考えてここに提案をさせていただきます。アンケートの内容につきましては、別添のとおりであります。

本協議会におきまして、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたしまして、専門委員会からの報告を終わります。

以上です。

玉井議長 ありがとうございます。

専門委員会の報告では、新町の名称の選定については、選択式の住民アンケートを実施してはと、そういう提案であります。

それでは、新町の名称に関する専門委員会の報告について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

質問、ご意見はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、特にほかにご意見もないようでございますので、協議事項第3号の1、新町の名称については、専門委員会の報告を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

玉井議長 異議なしという声がありますが、ありがとうございます。異議なしと認めます。

協議第3号の1、新町の名称については、専門委員会の報告が原案のとおり承認されました。  
続きまして、これも第1回協議会で提案され専門委員会に付託されておりました協議第7号の1、議員の定数及び任期の取り扱いについてご協議をお願いいたします。  
事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 恐れ入ります。3ページにつけてございます協議第7号の1、議員の定数及び任期の取り扱いについて（継続協議）。

議員の定数及び任期の取り扱いについて継続して提出する。

平成15年1月23日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

議員の定数及び任期の取り扱いについて。

議会議員の定数等に関する専門委員会より別紙のとおり報告するという事で、皆様方に配付をさせていただいてございますA4、左肩に別紙2となっております部分でございます。議会議員の定数等に関する専門委員会委員長井口黎明氏より、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良あてに報告がされてございます。

以上でございます。

玉井議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいたしましたとおり、協議第7号の1については、専門委員会からの報告であります。議会議員の定数等に関する専門委員会の報告を求めます。

井口委員長。

井口委員長 昨年12月11日に第1回協議いたしました。そして、本年1月16日にもう一度専門委員会を開いて、議員の定数及び任期の取り扱いについて議論いたしました。

専門委員会の意見ということで、16日にまず最初に両町村から2人の議員さんが出てきていただいておりますので、まず両町村の議員さんが全員協議会を開いていただいておりますので、最初に議会の意見を議員さん方にご報告を受けました。

ここにも載っておりますように、本当に両町村の議員さんのご理解のもとで合併特例法の適用については合併特例法は適用せず新設選挙の方向であるということでございます。そして、議員の定数については、法に定める定数以下で調整中ということで、大体14から18ということでございました。選挙区は、新町全町1区ということで選挙区は設置しない。これは、今の南部町、南部川村いうたら全く同じ状況でございます。そういうことで、いろいろ委員さん方のご意見を聞き、そしてまた特に両町村の助役さんなんかの意見も聞きました。今のこの2ページに載っておりますように、議員定数を14名にしようという意見も南部町には多かったようでございますが、その影響というのは御坊市が2万8,000人のところを16名、白浜町が1万9,000人のところを15名に決まったというようなことから、14名ぐらいでいいんじゃないかというような意見があったということでございました。そういう状況の中で、とにかく新設選挙をして16名としておいて、4年後に14名にして

はという意見もありましたが、とにかく4年、8年後のことはそのときの議員さんに決めていただくというような話でまとまったように思います。

それで、専門委員会の確認事項といたしましては、合併特例については議員の任期及び定数については合併特例法を適用せず、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用した新設選挙として首長選挙との同日選挙とする。新町における議員定数について。新町における議員定数は、新設選挙においては16名とする。選挙区の設定について。合併後住民一体性の確保から、新町では全町1区として、選挙区を設置しない。

専門委員会の確認事項は以上のとおりでございます。

玉井議長 ありがとうございます。

専門委員会の報告では、議員の任期では在任特例は使わない。そして、首長選挙と同日の新設の選挙を行う。定数は16名。選挙区は設けずに、新しい町の全町1区で選挙を行うということです。

それでは、議会議員の定数等に関する専門委員会の報告について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

ございませんか。

C委員。

C委員 専門委員会でも申し上げたことなんですけれども、合併してすぐの選挙ということですので、私個人としてはやはり18名ぐらいでスタートすべきというふうに思ってます。

幾らわかり合うた隣との合併ということでも、やはり今まで南部と南部川村ということでやってきた50年ほどがありますので、16名ということですが、2人ぐらいをよけいめに見て18名ぐらいでスタートして、4年後、8年後というので調整していく方が好ましいんじゃないかなというふうに思ってます。

以上です。

玉井議員 ただいまC委員さんの方から18名ではどうかと、合併直後だから余り様子もわからないのでという、そういう意味やないかなと思うんですが、18名の方がいいんじゃないかというこいう意見です。

ほかにご意見はございませんか。

D委員。

D委員 C委員さんから18名という意見もございましたが、私どもの中でも18名という意見もあったのは事実でございますが、しかし、ここにも書かれてあるように、白浜町とかまた御坊市のことがそういう近隣の町村がかなり減らしたと。あくまでも減らしたらええだけではこれはないということは、もう皆さんも了解してくれてあると思いますので、私はその16名の議員でいいと、私はこう判断します。

玉井議長 D委員の方から16名でよろしいと、こういうご意見ですが、ほかにございませんか。ほかにご意見ございませんか。

E委員。

E委員 定数につきましては、これもこの間専門委員会でもいろいろと意見がありましたが、18名という意見もあったんです。議会の協議会でもそういう話がありましたが、大半は16名でというお話であったと思います。この前の専門委員会でも、最終的には16名ということで確認しておりますので、私は16名でまず16名でスタートしたらいいと思います。

玉井議長 E委員の方から専門委員会でも16名の意見が多かったと。だから、もう16名でええんやないか、そういうご意見であります。ほかに。これ大事なことでございますので、ほかにございませんか。ほかにご意見ございませんか。

F委員。

F委員 Fです。

この前、僕も16名という意見を出させていただいたんですけども、周りでいろいろなことを聞いてみますと、周りの人は14名でいいんじゃないかなというような意見がかなり多かったんですけども、当面、とりあえず16名ということで出発して、あと14名ということも次の時期に議員の皆さんで考えていただけるような方向で考えていただいたらいいんじゃないかなというような話をさせていただきました。

僕は、そう16名で、とりあえず16名で出発して、あと14名ということを考えていただきたいなと、そう意見しましたんで、そのようにしていきたいと思っておりますけれども。

玉井議長 ありがとうございます。

F委員の方からは14名という、これは一般町民の意見やな。そういう意見も多々聞いてあると。14名やったら少なすぎるんでせめて16名でええやないかと、こういうご意見でございますが、ほかにございませんか。

G委員。

G委員 この間の専門委員会でも、先ほど申し上げましたようにいろいろ意見はあったんですけども、最終的にはもう16名というのが90%だったと思います。

それで、議員の数を減らせばいいということやなしに、やはり住民の声を反映させるという意味で16名というのが適当ではないかと思っておりますけれども、しかし、これには定数というのは22以下ということになっておるんで、どれが正解やら全くのところわからんわけで、16が良いのか18が良いのか14が良いというようなことの正解というのはないわけで、皆さんが多く考えていただいている

ような数字でなければいかんと思います。

それで、私は16名とそういうことで話をまとめたような次第でございます。

それと、ちょっと外れるんですけども、ひとつこの専門委員会終わった後の2日目ぐらいですけども、局長から聞いたんですけども、この合併特例法を一切使ってない、選挙区も使ってないというのは日本で今までに昭和48年4月1日に、静岡県の大浜町議員が16、城東村議員14、こういう両方足して30あるんですけども、そのときには18だって現在16らしいんですけども、人口は1万7,000人のところで、現在まで41件ってなっておるんですけども、もう41件よりずっと超えておるらしいんですけども、そこは昭和40年から日本で合併された数らしいんですけども、41件になっておるけどももっとふえてると思いますけれども、この静岡県の大東町というところだけが特例を使ってないということらしいんです。

それで、この今、ただ単に淡々と我々が特例は使えません、何はしませんと言うてますけれども、これではっきり言うて日本で2番目に一切使ってないということらしいんで、その点もご認識だけ。もうちょっと早く局長が言うてくれてたら、また違うてんけども、遅々になって言われたんでちょっと控えさせてもらってたんで、ご報告だけ申し上げます。

間違ったところあったら、局長また足しといてください。足して言うてください。ありがとうございました。

玉井議長 今、委員長の方から日本で2番目の議員定数やと、こういう話でございますが、どうですか。16名でもうよろしいですか。

(異議なし)

玉井議長 異議なし。

それでは、原案のとおり16名にさせていただきたいと、こう思います。

それでは、協議第7号の1、議員の定数及び任期については、専門委員会の報告が原案どおり承認されました。

続きまして、議案第9号の旧町村の慣行の取り扱いについて協議をお願いします。

事務局から説明いたします。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料につきましては、第2回目の会議でお配りをさせていただいてございます。協議事項と書いた分、第2回目に配付させていただいた分でございます。2回目のときの資料で、ページ数で言いますと6ページからとなっております。

そしたらご説明申し上げます。

協議第9号、旧町村の慣行の取り扱いについて。

旧町村の慣行の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

旧町村の慣行の取り扱いについて。

新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定めるという案で提出しております。

慣行の取り扱いにつきましては、法律に基づいて定められたものではございませんが、新町のシンボル、また新町の基本姿勢となるものでございますから、できるだけ早く統一することが望ましいとされてございます。そのことから、この取り扱い方法としましては、合併までに調整できるものは調整をして、新町の誕生により新町民の皆様が新しい町の期待や思いを込めて制定することとする提案でございます。

7ページをめくっていただきますと、上側には町章がございます。左側南部町、右側南部川村、現在の町村章を載せてございます。これは、この制定したときには全国公募をしたというふうに聞いてございます。

それから、憲章につきましては、南部町は町民憲章、昭和62年11月7日に制定をしております。これは、町制90周年の際に制定をされたものです。南部川については、村民憲章は該当ございません。

8ページにつきましては、自治体の花・鳥・木ということで、現在、南部町では町の花が梅、木はもっこく、鳥は南部町該当ございません。南部川村の花・鳥・木ですけれども、花は梅、鳥はウグイス、木はウバメガシとなっております。ですので、両町村にまたがって同じものは花だけでございます。

自治体の歌につきましては、南部町町歌はございません。南部川村には村歌がございます。

以上が現状でございます。これらにつきましては、合併までに調整をして、新町になってから新たに定めるという調整案で提出させていただいております。

よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第9号の旧町村の慣行の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞご発言お願いをいたします。

Ｃ委員。

Ｃ委員 合併までに調整し、新町において新たに定めるということですが、合併までに調整するというのは、中身はということをするんですか。

小谷事務局長 あくまでも新町で決めたいなと考えておるんですけども、それまでに決める方法、例えば協議会とか検討会のようなもので、新しい町になってどういうふうな方法で決めていくかというあたりを、それまで両町村で検討いただけたらなと考えてございます。

あくまでも、町章はどうするんだというのは、新町になってから考えればと考えてございます。以上です。

玉井議長 よろしゅうございますか。

ほかに。

Ｃ委員 ということは、町章はつくるかつくらないか。つくる。それで、町民憲章はつくるかつくらないか。例えばつくる。それから、花・木・鳥、それは決める。それで歌もつくる。全部つくとすればつくるということを決めておいて、あとはあとへお任せというふうな意味ですか。

小谷事務局長 そのとおりでございます。

両町村であるものないもの、今個々に違いがございますので、そこらの調整を済ませておいて、新町で検討委員会のような形で進めればと考えてございます。

そこまでの調整をするということでございます。

玉井議長 ほかにございませんか。

H委員。

H委員 合併してから後に決めるということになるんですね。

これは、だから議会の議決があって6カ月間の期間があるでしょう。その間に決めておくというようなことは考えられるんですか。例えば、合併の日に町旗ですか。それを掲げるとかいうようなことはできないのか。

小谷事務局長 理想はそうあるべきだと考えるんですけども、全国的に先進事例等今調べておるわけなんですけれども、やはり全国的には新しい町とか市になって、気分一新と言いますか、そこで考え方、住民の方々大きく変わるかと思いますので、新しい目で決めていくんだというのが全国的にほとんどでありますので、前もって決めておくよりも、新しい感覚で決めたらなというのが全国的な流れなんでそういうふう考えた次第、事務局では考えてございますけれども。

玉井議長 E委員。

E委員 もう一遍ちょっと確認いたします。

さっきC委員が言いましたが、この憲章とか町章、花・鳥・木、町歌について、つくるかつくらんかというのは、この合併協議会で決定するということですか。

小谷事務局長 一応、花・鳥・木、町章、町民憲章、町歌等については、つくるというきょう確認をいただいて、その案で新町へ持ち込むと言いますかね。両議会へかけてですけれども、最後に結ぶ協定書の中にはこういう文言でつくるんだということを確認されたということを記載することになるかと思います。

玉井議長 よろしい。ではほかに。ほかにございませんか。

G委員。

G委員 ということは、もうこれはすべてつくるということできょうは確認しておるわけですか。町章にしても、花・鳥・木、町歌、これはもう合併してからは全部つくるということでの確認をとってるわけですか。どういうことですか。

小谷事務局長 もし皆様方の確認をいただけたら、そういうふうにご確認いただけるものでしたらいただきたいというのは事務局で考えてございます。

新町でどうするかは新町になってから決めることになるんですけども、前もってそういうことを決めておく必要があるというのが全国的な流れで合わさせてもらっておりますけれども、多分先ほど申しましたように必要があるのかなと。新町の誕生によって、新しい町の町民の皆さんが新しい町の期待や思いを込めて制定することとしたいなというふうに考えて、提案をさせていただいてございますので、ご確認いただけたらと思っております。

玉井議長 ほかに。ほかにございませんか。

I委員。

I委員 Iです。

この新町の町章、憲章ですね。これを、新しい町になってからまたいろいろなアンケートとか、それから皆さんのご希望、新しい発想が生まれてきそうな気もいたします。それで、この研究会によって憲章とかこういう町章のことを考えますと、すごく責任が重くなって、合併した後もこの会がすごい引っ張っていかれそうで、ある程度来ましたら、新しい町にころっと変えて手法もまた考えられると思いますんで、つくってもよいという方向でとっておいて、それ以上は合併してからというのを私は希望いたします。

玉井議長 というご意見ですが、それについて事務局は。

小谷事務局長 事務局の考えはそのとおりでございます。

特に、新町でどうしておくということ、もし決められる分があれば決めていただけたらとは思っておりますけれども、やるかどうかについて確認をいただいて、新町で決定してはとと考えてございます。

以上です。

玉井議長 お聞きのとおりでございます。

ほかにございませんか。

特にご意見がないようでしたら、協議第9号の旧町村の慣行の取り扱いについては原案のとおり承認することにご意見ございませんか。

(異議なし)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。

協議第9号の旧町村の慣行の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第10号の農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてのご協議をお願いします。

事務局から説明を求めます。

小谷事務局長 資料の9ページ、協議第10号 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期については、新町に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は合併までに調整するというふうに調整案を出させていただいております。

10ページに、両町村の農業委員の現状を載せさせていただいております。

南部町の場合、農業委員の定数ですけれども、選挙委員が12名、現在の実人員も12名。選任委員として7名、現在は6名です。議会推薦が5名、農協推薦が1名、農業共済組合の推薦はございません。ですので、南部町の農業委員現在18名。南部川村の農業委員の定数、これ南部町とまるっきり同じでございます。選挙委員が12名、議会推薦5名、農協推薦1名、共済からは推薦ございません。18名。両町村合わせて現在36名の農業委員がおります。

それから、次回、次期の予定任期としましては、南部町の農業委員さんにつきましては16年4月1日、来年4月1日から予定では19年3月31日までですので、次回の農業委員の選挙につきましては、16年3月中に行われるものと推察されます。

南部川村につきましては、次期の任期としましては16年2月1日から平成19年1月31日まで、ですので、次回の選挙は平成16年1月に行われることになろうかと思っております。

以上が任期の状況でございます。

それから2番目として、下側に新町の農業委員会の選挙による委員の定数及び任期についてということで、新町に1つの農業委員会を置く場合、上側、原則としては1.新たに選挙する。定数は条例で定める数。任期は3年。根拠法令、そこにあるとおりでございます。

それと別に、合併特例法による在任特例を使う場合ですけれども、これは任期につきましては合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間、在任特例を置くことができることになってございます。その関係法令が右側にございます。

11ページでは、法律関係を抜粋したものを参考につけております。農業委員会等に関する法律と

ということで、第3条の第2項に、その区域が著しく大きい市町村、またはその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置くことができるという項目がございますけれども、下側の法律施行令でいきますと、その区域の面積が2万4,000ヘクタールを超える市町村、またはその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村、これは先ほどの政令で定めるものでございますけれども、これらの市町村については、2つの農業委員会を置くことができるとなっております。

下の参考の表を見ていただきますと、南部町、南部川村合わせまして、区域面積が1万2,026ヘクタール、農地面積が2,223ヘクタールでございますので、法に基づきまして新町では1つの農業委員会ということになります。2つは置くことはできないことになります。

それから、選挙の定数ですけれども12ページ。これも法律関係載せてございます。第7条にありますように、農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について。選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は政令で定める基準に従い10人から40人までの間で条例で定めるとなっております。

その政令は、下につけております第2条の2でございますけれども、そこに表ございますように、1としては区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会につきましては20人以下で条例で定める。それから、3としまして、その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会は40人以下で条例で定めなさいよとなっております。それで、その間の2ですけれども、1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会、ここに新町の農業委員会は該当することになります。ですので、定数の基準は30人以下で定めることとなります。

なお、13ページには合併特例法のことを抜粋をしてございます。

合併特例を使う場合は、第8条の2行目にあります、中ほどにありますように、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数ということで、合併特例法を使う場合、選挙による委員の数、今回南部川村12名、南部町12名で合わせて24名ですんで、この中に入るわけなんですけれども、これが大きな合併となって80人を超えるような場合であっても、80人から10人の間で定めなければならないことになっております。それから、その8条の1で新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間、これ在任特例を置くことができることとなっております。それから、下側は先進事例をつけてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第10号の農業委員会委員定数及び任期の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。ちょっとややこしいようでございますけれども。

C委員。

C委員 何回も初めに私で申しわけないです。

選挙による農業委員さんの数というのは、これはこの議案にあります1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は合併までに調整するというので、両方の農業委員会の皆さんの意見も反映してのことだと思ふんですが、推薦されてくる委員さんというのが両方にそれぞれ今のところ6人ですか。共済から来てないから。それは、やはり1つの農業委員会ができたときも6人ということになるわけですね。

小谷事務局長 そのとおりでございます。

今ですと、12名の選挙委員、両町村にございまして、これが新しく選挙する場合30人以下で定めることとなります。なお、議会推薦につきましては、南部川村5名、南部町5名、今ございますけれども、新町では5名以下で、農協から1名ずつあったのが1名。共済も1名ずつであったのが1名ということで、7人7人の14名今枠もございましてけれども、それは7名に、半分になるということでございます。

なお、この定数とか任期等については、今現在両町村の農業委員会の方で協議をしておる最中ではございまして、農業委員会としての意見自体がまだまとまっていないような状況でございます。ただ、農業委員会の現状を申し上げますと、30人以下で選挙委員、定数で決められるわけなんですけれども、実務的に20名を超えますと農業委員会自体で専門部会を置くことと法律で決められてございます。農地部会とか農政部会というのを置かなければならないことになっておりまして、農地法関係については3条、4条、5条等については農地部会ですべては決まっていく。ですんで、30名の定数でいっぱい。もし農業委員さんが選ばれることになったとしても、30人のうち15名の委員さんだけしか協議と言いますか、その委員会には会議に臨めない。あとの15名は農政部会、別の部会の方ですんで、それでは非常に現状としてやりにくいというのが両町村の今の農業委員会の現状でございます。

参考に申し上げますと、県内で20名を超えておる農業委員、選挙委員が20名を超えておる農業委員会は2町村2つだけでございます。あと48はすべて20人以下で、1つの農業委員会として全員が同じテーブルについて審議をしておる状況でございます。それで、20名より多い人数で定数を定めることについては、両町村の農業委員会で非常に疑問視される声が上がってございます。

以上が両町村の農業委員会の現状でございます。

玉井議長 B委員。

B委員 今の説明では、委員の定数及び任期の取り扱いの調整はここではなくて、農業委員会の中でやっていただいていると判断していいんでしょうか。

小谷事務局長 あくまでも協議して確認していただくのはこの場なんですけれども、両町村の農業委員会からの意見というのが今のところまとまっておりませんので、法的な解釈の説明だけに事務局として終わるわけなんで、ちょっと事務局からこんなこと言いにくいわけなんですけれども、

できれば継続協議とさせていただいて、農業委員会の意見を次回にでも参考に皆様方にお知らせできればと考えておるような状況でございます。

以上です。

玉井議長 という事務局のご意見ですけれども、ほかに。

J委員。

J委員 すみません。Jです。

今現在合わせれば、南部と南部川が36名ですね。その中で30名以下ということなんですけれども、例えばこれが30名切れるかもわからないということで、例えば地域性を考えると高城、例えば清川、岩代という形の中で、もしその中で委員が選ばれないとすると、そこで何か事業があったときに、果たしてその実態をどこで把握するんかという問題が出てきますわね。

だから、そういったことを考える中で、今後はその委員の定数の取り扱いについては、十分考えた上でしていかないと、もしその意見が通らないということで、そこへ果たしてその地域以外の方がそのところへ行ったらってその意味がなさない場合があるんで、そこらあたり十分今後協議する中で検討していただきたい、このように思います。

玉井議長 C委員。

C委員 えらい念押しみたいなことばかり聞いて申しわけないんですけれども、例えば選挙で選挙される農業委員さんを20名としますね。そしたら、それにプラス推薦が6名か7名乗ってきて、合計は26名か7名になるということですね。

小谷事務局長 はい。

玉井議長 よろしい。

それではほかに。ほかにございませんか。ほかにご意見ございませんか。

J委員。

J委員 この問題は大変難しい問題なんで、こういったことについては、やはり専門委員会を設置してというような形をとったらどうですか。そうでないと、わからない部分が大変あるんで、今後の協議として専門委員会を設けるというような事務局ではございませんか。

小谷事務局長 はい。ちょっと今のところ専門委員会を置く案、ちょっと用意してなかったんですけれども、皆様方ここで協議していただいて、専門委員会をつくってそこで研究をしていただく方法も1つかと考えます。

何分、今の委員構成のメンバーの中に現職の農業委員さんがおられませんので、そこらあたりの意見を聞くことも必要であるのかなということは考えてございます。

以上です。

玉井議長 ほかにご意見ございませんか。

農業委員会の方の意見も十分反映されているというよりも、十分つかめてないようでありますので、一応これは継続ということにはいかがなものでしょうか。

それでは、協議第10号の農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについては継続審議とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございました。

協議第10号の農業委員会委員定数及び任期の取り扱いについては、継続審議といたします。

続きまして、協議第11号 地方税の取り扱いについてのご協議をお願いします。

事務局から説明を求めます。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料の14ページでございます。

協議第11号 地方税の取り扱いについて。

地方税の取り扱いについて提出する。

平成14年12月11日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

地方税の取り扱いについて。

個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税、鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

納期については、法定納期を基本とし、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性を加味し、6月の農繁期等を考えてございます。地域性を加味し、統一納期を定める。

特別土地保有税については、地方税法第 595条に規定する都市計画区域を有する市町村により免税点 5,000平米に統一する。

以上が案でございます。

15ページに現状を載せてございます。15ページの上側で個人町(村)民税ですけれども、税率、均等割 2,000円、これは両町村変わりございません。所得割標準税率でこれも変わりございません。同じでございます。

納期に違いがございます。南部町の場合、第1期が8月、2期が9月、第3期が10月、第4期が11月ということで、8月、9月、10月、11月で徴収をすることになっております。これは、固定資産税との集合徴収をしてございます。南部川村では納期、普通徴収の場合、第1期が8月、第2期が10月、第3期は翌年1月の3期に分けて徴収をしております。これを、備考欄にございますように、個人町(村)民税の納期としては、納期については次のとおり統一するという案でございます。

1期については7月、2期が8月、3期が10月、4期翌年1月、この年4回4期制をとってはと考えております。

なお、参考に法定納期を申し上げますと、6月、8月、10月、1月となっております。6、8、10、1でございますけれども、地域性を加味いたしまして、新町の場合は7月、8月、10月、1月と最初の納期だけ1カ月ずらしてはという案で提案させていただいております。

特別徴収は変わりございません。両町村同じでございます。

法人町(村)民税、これは税率均等割、法人税率とも同じで違いはございません。

16ページに固定資産税を載せさせていただいております。

税率は、標準税率を使用しておりますして両町村違いございません。納期に違いがございます。南部町、8月、9月、10月、11月の年4期。南部川村、同じ4期ですけれども、7月、9月、11月、翌年2月となっております。その調整案でございますけれども、納期については次のとおり統一するというので、右側に第1期は7月、2期が9月、第3期が11月、第4期が2月と統一する案で提案させていただいております。参考に、法定納期を申し上げますと、4月、7月、12月、2月となっております。ですけれども、今回の調整案では7月、9月、11月、2月ということで提案をさせていただいております。

軽自動車税、税率については標準税率を使用しておりますして両町村違いございません。納期に若干1日の違いがございます。南部町4月15日から同月末まで、南部川村4月16日から同月30日までということで1日の違いですけれども、軽自動車税の納期につきましては納期を4月15日から同月末日までに統一するという案で提案をさせて頂いております。法定納期は4月となっております。

それから、5番目の町(村)たばこ税、税率は変わりございません。両方同じですので現行どおりしたいということです。

鉱産税につきましても、標準税率を使っておりますして違いございません。これも、現行どおりというふうにしたいと思っております。

それから、17ページの特別土地保有税関係ですけれども税率は同じでございます。土地は100分の1.4、これは取得価格の1.4です。最初の1年目、取得した年度については100分の3、取得価格の100分の3です。免税点ですけれども、南部町は5,000平米、南部川村は1万平米となっております。右側に地方税法第595条を抜粋しておりますように、都市計画区域を有する市町村の区域は5,000平米未満を免税とする。その他の市町村の区域は1万平米未満を免税点とするということで、南部川村は都市計画区域がございませんので1万平米でしたけれども、南部町、南部川村が合併をすると都市計画区域のある市町村に該当しますので、5,000平米未満で統一をしたいと考えております。

これにつきましては、遊休土地取得者に対する課税の分でございますして、今現在南部川村には該当ございません。南部町は若干2件あるようでございます。この分ですけれども、10年たちますと特別土地保有税がなくなって固定資産税の方に変わることになっております。ですので、10年間取得価格に対して1.4%ですけれども、それ以後は課税標準額に対して1.4%に変わることになります。

続きまして18ページ、入湯税の部分でございますけれども、税率入湯客1人1日150円で両町村違いございません。課税免除、年齢12歳未満のもの、これも両町村同じでございます。共同浴場または一般公衆浴場に入湯するものは免除する。これも同じでございます。両町村違いございませんので現行どおり引き継ぐということの案です。

19ページ、参考に都市計画税のことを載せさせていただいております。南部川村には該当ございません。南部町ですけれども、備考にございますように、現在南部町では都市計画区域が設定されていますが、都市計画税は課税されていません。ですので、ここらも現行どおり引き継ぐという案で提案をさせていただいております。

以上で、地方税の取り扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいたしました協議第11号の地方税の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらご発言よろしくお願いをいたします。

ございませんか。

C委員。

C委員 町民税は、標準税率を使って2,000円ということなんであれなんです、固定資産税なんですけれども、これも標準税率で両町村同じなんです、地価が一般的に非常に下がってます。それで山林はひどいものです。それから、標準税率をもうちょっと下げることができないか。1.3にするとか1.35にするというようなことは、ここでは協議することではないんですか。

山崎副会長 それは、交付税の関係も出てくるので、それをやったら交付税が当然減額になると、そういうことです。評価の問題はこれは国との関連で出てますので、勝手に評価額を上げてるということではないので、非常に地価が下がれば当然そういう公定の価格は下がります。そういうところで調整しますので、標準税率を上げるということは、また特別議決でできないことはないんですが、下げるというのは当然のこととして、これは交付税を全然もらってないということだったらできますけれども、そういう関連ありますから、基本的にはできないというふうに解釈していただけると。

玉井議長 よろしゅうございますな。

ほかに、ほかにご意見はございませんか。

それでは、協議第11号の地方税の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

玉井議長 ありがとうございます。

協議第11号の地方税の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

午後 2 時45分 休憩

午後 2 時56分 再開

玉井議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

協議第12号の一般職員の身分の取り扱いについての件をご協議願います。

事務局から説明を求めます。

小谷事務局長 恐れ入ります。20ページ、引き続きまして協議第12号 一般職員の身分の取り扱いですけれども、下の括弧の調整案を朗読いたします。

現に南部町、南部川村の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。これは、もう法律で定められた項目でございます。

具体的な内容としましては、 として、職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 として、職名については、人事管理及び職員の処遇の適性化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 として、職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し統一を図る。 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

これが、調整の案でございます。

参考に、21ページに職員の定数をつけてございます。南部町、南部川村、下の合計の数字を見ていただきますと、南部町条例定数は 110名で実配置人員が現在91名、差し引き19名の減。南部川村につきましては、条例定数 101、実配置人員95、差し引き 6 名の減。合わせますと、条例定数で 211、現行 186名で25名の減となっております。

22ページにつきましては、職名、職階をつけてございます。南部町が左側、右側が南部川村の職名、職階でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局から説明がありました。

協議第12号の一般職員の身分の取り扱いにつきまして、ご意見、ご質問ございましたら発言してください。ございませんか。質問ございませんか。

それでは、特に質問もないようでございますので、協議第12号の一般職員の身分の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございました。

協議第12号の一般職員の身分の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第13号の一部事務組合等の取り扱いについてご協議願います。

事務局から説明してください。

小谷事務局長 続きまして23ページでございます。

協議第13号 一部事務組合等の取り扱いについて。

調整方針ですけれども、2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。

参考ですけれども、これは南部町、南部川村の環境衛生事務組合が該当することになります。ごみ処理と火葬を行っております組合です。

続きまして、その下側、その他の一部事務組合については、2町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。事務手続上の問題であろうかと思えます。

24ページには、法律関係、地方自治法等の抜粋をつけてございます。右側には先進の事例をつけてございます。全国的に同じ方法でございます。

25ページでは、協議会と共同設置機関についての関係法令を抜粋したものを資料としてつけてございます。

それから、26ページでは現在の状況でございます。一部事務組合、ここにございますように田辺周辺市町村圏組合、これは田辺周辺の10カ市町村で組合を構成しております。それから和歌山県町村議会議員公務災害補償組合、全部で43団体、町村で組合をつくっております。和歌山県町村非常勤職員公務災害補償組合、南部町、南部川村ほか92団体で、一部事務組合も入りまして各町村で構成をしております。続いて、和歌山県市町村職員退職手当事務組合、南部町、南部川村ほか84団体ですので、町村以外に一部事務組合の組合も含んで組合を構成しております。次に、日高郡10カ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合、これは御坊市、日高郡の10カ町村で組合をつくってございまして、南部川村滝にありません特養梅の里等の老人福祉施設の管理運営に関する事務を行っております。それから、田辺周辺衛生施設組合、田辺市、南部町、南部川村、龍神村、4市町村でし尿処理施設の設置管理を行っております。続いて、田辺市、南部町、南部川村道路組合、これは3市町村で県道上富田南部線の道路改修に協力するための事務を取り扱っております。日高広域消防事務組合、これは日高郡10カ町村で構成をしております。消防に関する事務を行っております。田辺市ほか6カ町村青少年補導センター事務組合、この構成は、田辺市、上富田町、南部町、中辺路町、南部川村、大塔村、龍神村ということで、田辺警察署管内の市町村が入って組合をつくっております。補導センターの設置・管理に関する事務を行っております。それから、公立紀南病院組合、これは田辺市、白浜町、上富田町、日置川町、中辺路町、大塔村、南部町、南部川村、龍神村の9市町村で構成をしております。それと別に協議会がございまして、日高地方市町村職員研修協

議会、これは、日高町10カ町村と御坊市、それから管内の一部事務組合含んで協議会をつくっております。それから、共同設置が2つございまして、日高郡公平委員会、これは日高郡内の町村と一部事務組合が構成をして共同設置をしております。続いて、美浜町・日高町・由良町・川辺町・南部町・印南町・中津村・美山村・龍神村・南部川村及び大成中学校組合指導主事共同設置といて、学校指導主事を日高郡内の町村と大成中学校の一部事務組合で構成をしております。

これらについては、両町村の合併の前日をもって脱退をして、合併の日に新町で加入をするという案でございます。

続きまして、27ページでは南部町・南部川村環境衛生事務組合の状況をつけてございます。土地、建物、備品関係、それから地方債等の現在の状況を参考につけております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局から説明がございました。

協議第13号の一部事務組合等の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見ございませんか。ご質問、ご意見ございませんか。

特に、ほかにご意見がないようですので、協議第13号の一部事務組合等の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。

協議第13号の一部事務組合等の取り扱いにつきましては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第14号の介護保険事業の取り扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

小谷事務局長 資料の28ページ、協議第14号 介護保険事業の取り扱いについてということで、下側の調整の方針ですけれども、被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

要介護認定・要支援認定にかかわる事務。 として認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者 3,000円、施設入所者は 2,500円とする。施設入所者につきましては、その施設長に委託を現在しております。今後もその方針でいきたいということです。これは、その施設の中におる方の調査ですので 2,500円。在宅者につきましては、今、両町村社会福祉協議会に委託をしておりますけれども、ホームヘルパーさんが各家庭を訪問をする必要があって、時間的、距離的なもの等ございまして、1件当たり 3,000円としたいという案でございます。県下的には、金額的にほとんど似通っております。

それから として、認定審査会については、新町において2合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定めるという案でございます。現在、南部町は5名の委員さんで審査会をつくっております。南部川村につきましても、5名も委員で審査会をつくっております。

お互い月2回ずつやっております。新町になりますと、月4回というのはお医者さんの日程、なかなか日にちがとりにくい関係がございまして、2合議体として残しておきたいという案でございます。

それから、保険料の徴収にかかわる事務ということで、第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6段階方式とする。

として、第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整をするという案で提案させていただいております。

29ページには、両町村の現状を載せてございます。右側には調整案を載せてございます。上の資格管理にかかわる事務については変わりございませんので、現行どおりにしたいということ。それから、要介護認定、要支援認定にかかわる事務、これの中で調整の委託料については、在宅3,000円、施設2,500円とするという案をお願いをしております。

それから、介護認定審査会の状況、そこにあるとおりでございます。

続きまして、30ページでは保険料の徴収にかかわる事務ということで、第1号被保険者の料率の決定については、合併時に再算定をして新保険料を設定をしたという案でございます。

それから、下側の表ですけれども、所得段階の定額保険料ですけれども、南部町は6段階方式をとっております。南部川村は5段階方式でございまして、新町の調整案としては6段階方式をとりたいという案でございます。所得の低い方は、標準割合徴収金額も低く、所得の高い方は若干高くといいますが、高い方に負担をいただいて、低い方を低くしたいという案に調整をするものでございます。

31ページでは、現在の納期、南部町4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回に分けて徴収をしております。南部川村は6月、8月、10月、12月、2月の年5回の納期にしております。それで、この偶数月になっておるといのは、各国民年金と年金が偶数月に皆さん支給をされまして、年金受給者はそこから天引をされてまいります。ですので、障害者年金等年金から天引されない方につきましては普通徴収になってございますので、年金の時期に合わせて徴収をさせていただいておりました。ですけれども、これにつきましては今後国民健康保険税の納期とも調整をして進めていきたいという案でございます。

なお、国民健康保険税につきましては、また後日の協議会でお諮りいただくことになってございますので、それらと合わせて調整をしていきたいという案でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のございました協議第14号の介護保険事業の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

Ｃ委員。

Ｃ委員 すみません。

1つは、この南部町がやっておった2,500円、どっちも2,500円。南部川がやっておった3,000円と2,500円、距離の話があるんですけども、これは南部町がやっておったように調整はできないもんかどうか。それから、2合議体としてそこで協議をしていくというんですか。これは、所得段階別の保険料のあれですけども、その2合議体としてというの、ちょっとかみ砕いて話してください。説明してください。

玉井議長 事務局。

小谷事務局長 まず、最初に認定調査の委託料の件でございますけれども、両町村、現在お互いに社会福祉協議会の方に委託をして行ってございまして、委託料としてお支払いをする金額でございます。距離的なもの、近くの場合といたしますが、南部町2,500円とされておりました。南部川村については、非常に距離的に遠い関係もございまして時間が非常にかかるということで、上南部から清川へホームヘルパーさんが訪問をして、家庭で調査をして帰ってくる時間等もありまして3,000円となつてございました。ですけども、両町村合併をいたしましても、この距離的なものについては縮まりませんので、新町でも3,000円という設定を考えてございます。施設につきましては、そこの施設に入っておられる方を対象に施設長に委託をします関係で、これは従来どおり2,500円でいきたいという考えのもとに提案をさせていただいております。

それと、2合議体ですけども、介護認定審査会、今、月に2回行ってございます。お医者さんから始まりまして保健師さん、社会福祉士の方等5名おるわけなんですけれども、それで非常に時間的にかかる関係ございまして、今現在月2回ずつやっておりますけれども、これ1つの合議体でやることになると、毎週1回開かんなん必要になってまいります。それで、お医者さんとの調整がなかなかうまくはかどらないのではということで、5人で両町村やるんじゃなしに、今まであった5人ずつ10人で半分ずつといたしますか、分けてやっていただくという意味で2つの合議体として分けておくという案でございます。

以上です。

玉井議長 ほかに。

H委員。

H委員 介護保険料のことですが、合併のうたい文句というんですか、宣伝文句はサービスは高く、負担は軽くという、一般住民もそう思っていると思うんです。

介護保険料について、今現在のところ南部川は2,600円、南部町は2,900円ということですが、合併時において極端に高くなった、合併したけど物すごく高くなったわというようなことのないようにそれまでに調整するか、今高いところは若干下げると。それで、低いところは若干上げると、そこらあたりの調整をお考えになっておるんか、そのあたりちょっとお伺いしたいんですが。

玉井議長 事務局。

小谷事務局長 今現在、12年度から14年度までの数字では、南部町 2,900円、南部川村 2,600円と300円の開きがございます。それで、この間から新聞紙上でも載っておったとおりですけれども、15年度から17年度にかけての保険料、算定をしております。南部町は 3,218円、南部川村 2,990円。従来も、この端数あったわけなんですけれども、両町村 100円単位になってございまして、ですんで南部町 3,218円はちょっとまだ確定してないんですけれども恐らく 3,200円となった場合、南部川村 2,990円ですので 3,000円としたら 200円の差ということで、縮まってくるかと思いません。特段、現在のところ担当課の方でも大きな開きはないものと予測をしております。

以上です。

玉井議長 よろしい。H委員。

H委員 合併して、これ一定期間、基金が何かで繰り入れるというような方法はできないのかな。

小谷事務局長 税金については、大きな違いのある場合、段階的にやるとございます。そこらについては、特別交付税措置があるわけなんですけれども、介護保険につきましては国民健康保険も同じかと思うんですけれども、目的税という形ですんで、段階的にやることは可能ですけれども、それに対しての財政措置はちょっと現在までの調査ではちょっと見つかっておりませんので、今後検討をしてみますけれども、やることは可能であるかと思えます。

玉井議長 C委員。

C委員 すみません。3,200円と3,000円ですか。2,990円を10円上げたら3,000円。これはすり合わせをするわけでしょう、新しい町になったら。幾らにすり合わせる予定か、その案はお持ちじゃないんですか。

小谷事務局長 現在のところ、ちょっとまだ再算定、担当課でもしておりませんので、確たるものとしては数字としては上がってきてございせんけれども、合併時に必要額をはじきだして人数で割ってという再算定をし直していくという案でございまして、3,200円と3,000円だから合わせると3,100円になるかということにはならないと思えます。人数、対象者もほとんど変わりございせんし、まずそうなるかと思えますけれども、計算ちょっとしておりません。

玉井議長 ほかにご意見はございませんか。よろしゅうございますか。

特にご意見もないようでございますので、協議第14号の介護保険事業の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。

協議第14号の介護保険事業の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第15号の消防団の取り扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

小谷事務局長 32ページをお願いします。

協議第15号 消防団の取り扱いについて。

調整方針ですけれども、消防団については合併時に統合する。

として、南部町、南部川村の消防団の団員であるものについては、新町に引き継ぐものとする。

組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。

任用、報酬及び出動手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。

以上が調整案でございますので、33ページに現在の両町村の状況を参考につけております。

違いとしましては、組織のところ南部町は本部がありまして、下に第4まで4分団でございます。南部川村は本部1つと分団が3つ、地区割はそこにあるとおりでございます。階級は同じでして、定員につきましては南部町は125名、南部川村175名ですので合わせますと300名ということになります。

主な行事、活動、訓練等については、ほとんど同じです。

出動体制、ここに若干の違いがございます。招集方法は防災無線でやる。ここらは同じですけれども、南部町は全分団出動してございます。地域的なものもございまして、住宅の密集地等の関係で全分団出動。南部川村の場合は、第1次出動として管轄分団が出動するようになっております。それで、第2次出動で団長の指示によりまして全分団出動する可能性があるということで、その違いでございます。

あと、貸与品、福利厚生については、その表のとおりでございます。

参考に、34ページには両町村の報酬等の表、参考として添付をしております。

34ページの下は、先進事例ということで、全国的には合併時に統合されてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま説明のございました協議第15号の消防団の取り扱いにつきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

K委員。

K委員 消防団ではないんですけど、南部川に婦人防火クラブというのがあるんですけども、あれの取り扱いについてはどうでしょうか。

小谷事務局長 今、両町村任意団体として婦人防火クラブございます。これにつきましては、現行どおり新町に引き継ぐことになるかと思えます。

消防団につきましては、法で定められたものでございまして、新町に引き継ぐ案でございますけれども、婦人防火クラブもそれとあわせて新町に引き継ぐ予定でございます。

玉井議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

特に、ほかにご意見もないようでございますので、協議第15号の消防団の取り扱いにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

玉井議長 ありがとうございます。

協議第15号の消防団の取り扱いにつきましては、原案のとおり承認されました。

ありがとうございました。

以上をもちまして、前回提案された7件の協定項目についての協議が確認されました。

それでは、引き続きまして今回提案される協議事項に移りたいと思えます。

協議第16号の総務企画関係事業の取り扱いについてから、協議第18号の住民福祉関係事業の取り扱いについてまで一括して事務局から説明させていただきます。

ご質問につきましては、一括して説明後にお願いをいたします。

事務局お願いします。

小谷事務局長 それでは、本日お渡しいたしました資料の4ページからでございます。

以下、18号までですけれども、以下に説明をいたします協議事項につきましては、これまで協議をいただいてまいりました合併に関する重要項目とは違いまして、役場が現在行っている事務事業の細部にわたるものでございます。多くの事務事業がございまして、極めて実務的な内容であることから、事業内容の細部協議までは協議会の場になじむものではないと考えております。

このことから、協議会に提案します事業関係項目の内容は、両町村の間で異なっている項目、それと住民生活に関連する重要項目、住民の方が関心を持たれているであろう項目などで、調整方針案は合併までに一元化するとか新町において調整する等、具体的な数値による調整とはなってございません。

そこで、提案資料は両町村の現況資料であるとともに、調整方針案は事務事業を調整していく上での大まかな方向であるのご理解を最初をお願いをしたいと思います。

それでは、4ページの総務企画関係事業の取り扱いについてですけれども、総務企画関係事業の取り扱いについて提出する。

平成15年1月23日提出、南部川村合併協議会会長山田五良。

総務企画関係事業の取り扱いについて。

総務企画関係事業については、事務事業の一元化を図るため、別紙のとおり調整をするということで、5ページ以下、説明を申し上げます。

各種事務事業の取り扱いでございまして、住民活動支援補助金については、地域活性化、ふるさとづくりの観点から存続をする。補助対象者、補助対象事業、補助金額、補助率、補助基準等については、合併までに調整して一元化をするという調整案でございまして。

現在、南部町ではコミュニティ助成事業というのがございます。南部川村では、ふるさとづくり推進事業補助金というのがございます。補助率はお互い3分の2で、限度額に若干の違いがございます。これらについては、地域の活性化とかふるさとづくりの観点から存続をするということの案でございまして。

続きまして、6ページでは右端に具体的な調整内容を書いておりますように、新町の行政機構及び職員配置につきましては、次の方針に基づき整備をするということで、として行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。として、住民が利用しやすく住民の声を適正に反映することができる組織・機構とする。としては、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構とする。として、簡素で効率的な組織・機構とする。この方針に基づいて、新町の行政機構、職員配置を整備をしたいと考えてございます。この表につきましては、現在の各課の職員数の状況を参考に添付しております。

続きまして、7ページでは選挙関係でございまして、右側の具体的な調整内容ですけれども、選挙管理事務については、合併後新町において一元化する。事務局に書記長1名、書記次長1名、書記1名を置く。兼任で置くということ。投票事務従事者、開票事務従事者は、新町の職員で行う。投票所数、これは南部町12と南部川11投票所がございまして。それから、ポスター掲示場、南部町が71カ所、南部川村70カ所ございましてけれども、これらは現状どおりとして、投票区域の調整については住民の便宜を考慮して新町において調整する。開票所は、スペースの広い新たな施設を選定するということで、投票所、ポスター掲示場、ここらは同じとしたいと思っております。

なお、投票の場所についてですけれども、今現在、地域的で隣接してあるところ、例えば熊岡と南道の中島ですか。中島の方が東吉田の会場に投票に行っておる。それが、熊岡の会場が近くにあるので、そこらの方が便利がいいんかとか、徳蔵と新庄の問題、そこらあたりにつきましては、今後考慮して新町において調整をしたいと考えてございます。そういう案でございまして。

それから、8ページでは公有地の占用許可の件でございまして。

具体的な調整内容としては、公有地の占用許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。今、許可してあるものはすべて新町で許可をするということです。ただし、占用料については、合併後すべての物件について適正な対価を徴収するものとする。占用料の算定式は、南部町の南部町行政財産使用料徴収条例別表を採用するということで、現在、南部町、南部川村の関西

電力と西日本電信電話株式会社の分、参考に資料としてつけてございます。これらは、すべて新町に引き継いで、占用料については適正な対価を徴収をする案でございます。

9ページでは、防災行政無線。

調整案ですけれども、防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化をする。周波数の関係で一元化をする必要があるかと思えます。消防団の参集システムについても、新町全域をカバーできるように調整をする。南部町において、全戸配布している戸別受信機の南部川村地域での整備については、その目的と費用対効果を勘案し新町において検討をする。放送の内容については、両町村で異なることから、合併までに地域の特性を考慮した運用も勘案し、放送基準の統一を図るということで、南部町、南部川村の違い、そこに載っておりますとおりでございます。放送時刻の欄ですけれども、南部川村の欄にございますように、農協からの放送、南部川村の場合入っております。こちら合併をしたら南部町をどうするのかということ。それから、役場からの定時放送、南部川村ではお悔やみの連絡もしてございます。こちらにつきましては、合併までに地域の特性を考慮した運用も勘案して放送基準の統一を図るということで、今後統一を図っていききたいという案でございます。

以上が総務部門でございます。

続きまして、10ページで保健衛生関係事業の取り扱いについて。

保健衛生関係事業の取り扱いについて提出する。

平成15年1月23日提出、南部川村合併協議会会長山田五良。

保健衛生関係事業の取り扱いについて。

保健衛生関係事業については、事務事業の一元化を図るため、別紙のとおり調整するということで、11ページから細かく載せてございます。左端にありますように、基本健康診査事業の個別部門といたしまして、医療機関委託でございます。これの調整内容としては、医療機関実施での基本健康診査の受診者は、既に医療にかかっている受診者が多く見受けられ、疾病の早期発見という本来の意味を持たない。また、1人当たりにかかる単価も高いことから、基本健康診査は集団健診として、個別健診については廃止の方向とする案でございます。

その下に、集団健診のことがございます。基本健康診査事業の集団の部分。具体的な内容としましては、両町村とも健診の方法、体制は大筋で同様であることから、合併時に一元化をする。検査を委託する業者については、新町において調整をする。合併後の健診会場については、現在実施している場所を基本に新町において調整をするという案でございます。ですので、医療機関委託じゃなしに、集団の方で進めていきたいという案でございます。

一番下、胃がん検診についてですけれども、これも合併時に一元化し、総合健診として実施をする。対象年齢は40歳以上に統一をするという案でございます。

12ページでは、大腸がん検診を載せてございます。調整案としては、合併時に一元化し、総合健診として実施をする。対象年齢は検診の有効性を勘案し、40歳から69歳に統一をするという案です。

続いて、子宮頸がん検診及び乳房検診でございます。これにつきましても、合併時に一元化をす

る。検診の方法については、新町において調整をする。1カ所でやる方法とバスでの巡回健診についてですけれども、これらについては新町で調整をしていく。基本的には一元化をするということです。

骨粗しょう症検診ですけれども、これも合併時に一元化をする。検診の方法については、新町において調整をする。現在、違いとしては南部町はエックス線方式、南部川村は超音波方式ということで、エックス線方式につきましては1カ所でしかできません。部屋自体そうなっております。超音波方式ですと、持ち回ることができますので移動可能かと思えます。それらについて、新町において調整をするという案です。

産婦検診、これは調整案としては病気の発見というより、健康相談や育児相談が現在主となっております。そのため、検診としては合併時に廃止をし、健康相談や育児相談として対応をしていくという案でございます。

13ページの機能訓練事業、通称リハビリと言われている部分なんですけれども、調整内容としては介護保険事業の一環として合併時に一元化をする。介護保険対象者以外の機能訓練については、新町において調整をする。介護保険対象者以外、若年の方ですとか、軽度の方、これらについては新町で調整をしていただいて、基本的には介護保険事業の一環として合併時に一元化をする方向でございます。

う歯予防教室につきましては、歯の衛生教育イベントとして南部川村の方法で実施をすることとし、合併時に統一をする。対象者につきましては、南部町は二、三歳児とその保護者及び保育所幼稚園児。南部川村は、保育園年長児対象ということで、就学前児童を対象としてやる。それから、南部川村にあります口腔衛生教育をして、それから保育士による劇も一緒にやって、歯の衛生教育のイベントとして実施をしていく方向でございます。

続いて、乳幼児とのふれあい体験学習。南部町になくて、南部川独自でやっておるわけなんですけれども、思春期体験学習と呼ばれている部分、調整案では、南部川村の例により、新町において教育部門と連携を図り調整をする。中学3年生を対象としております関係で、教育部門と連携を図りながら調整をしてまいりたいという感じでございます。

14ページでは、診療所の件でございます。南部町にはございません。南部川村に高城診療所ございます。調整案としては、現行どおり合併後も存続する。施設、設備の整備は新町において調整をするということで、建物は村が建てて運営は医師に委託をしておる状況でございます。そこにございますように、医師は個人医に委託で、看護婦、事務員は委託医師が雇用をしておる。委託料としては、年間30万円お支払いしている状況で、現行どおり存続をしたいという案でございます。

続きまして、15ページで協議第18号 住民福祉関係事業の取り扱いについて。

住民福祉関係事業の取り扱いについて提出する。

平成15年1月23日提出、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

住民福祉関係事業の取り扱いについて。

住民福祉関係事業については、事務事業の一元化を図るため、別紙のとおり調整する。

16ページ、保育所の件でございます。上側に調整の方針案載っておりますように、保育時間に

については、送迎の時間と合わせて調整する。また、土曜日の保育は地域の特性を勘案し新町において調整する。南部町では、土曜日も平日と同じ5時半まで保育をできる体制になってございます。南部川村の3園は、土曜日は昼12時で終わりとなっております。これらについては、新町において調整をする必要があるかと思えます。

続いて、南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は現状どおりとする。乳幼児保育については、南部町の例によるということで、乳幼児保育は南部町の例によって実施をする方向で調整をしていくということ。これらにつきましては、施設の整備を必要とする部分等もございまして、総合的に検討をしていくことになろうかと思えます。

調整案は以上のとおりです。

17ページでは保育料の件でございまして、調整案は、新町における保育料については、国の徴収基準の90%を目安に保育料を調整する。ひかり保育所については現行どおりとするということで、両町村さほど大きな違いはございません。お互い国の基準の90%を目安にやってございます。それで、南部町の4歳以上児、南部川3歳以上児の階層の上の方で若干の違い、数字の違い、金額の違いがございませけれども、右端に国の基準ございまして、第4階層から7階層まで3歳以上児、保育単価を限度2万7,000円、4万1,500円、5万8,000円、7万7,000円とありますけれども、この国の基準でいきますと、定数の違いによって異なってまいります。南部町の保育所は定数60名、南部川村の上南部保育所で行きますと、定数が150名ということで、定数の多い保育所ほど単価が安くなっております関係で、南部川村の方が安い表になっております。これらについては、国の基準の90%を目安に調整をするという案でございまして、ひかり保育所、月額6,000円は現行どおりとしたいという案です。

18ページでは制度上の違いで、大勢のお子さんが保育所へ行った場合ですけれども、1子目は全額で第2子が半額、第3子以降は10分の1、これらは両町村違いございません。それから次、母子世帯とか在宅障害児(者)のいる世帯等ですけれども、南部町は第3階層で当該階層の徴収金の額から900円を減じた額と定めております。南部川村は3歳未満児1万6,000円、3歳以上児1万4,000円と定めております。これは、基準額と比較して1,000円減じた額となっております。ここらも調整をするということでございます。

それから19ページについて、配食サービス事業についてですけれども、右側に調整内容ありますように、対象者は両町村おおむね同じでございまして、現状どおりとする。実施回数は南部川村の例として、毎日実施を目指す。委託料については新町において調整をするということで、委託料の欄ですけれども南部町700円、南部川村300円となっておりますけれども、これ若干表記がおかしくなっておりますけれども、南部川村の300円は村が出す分300円、その下に個人からいただく500円、合わせて1食800円となっております。南部町は700円で個人から300円、町で400円出して700円としております。ここらの委託料につきましては、新町において調整をするという案です。

続いて、家族介護慰労金支給事業ということで、調整案としましては、介護保険制度の活用を推進し、廃止も含めて合併までに調整をするということで、両町村違いあるわけなんですけれども、

国の補助制度に基づいて行っていこうという案でございます。

続きまして、老人憩いの家の管理運営、これはそれぞれ現在の施設で、現行のとおり新町民が相互に利用できるようにする。お互いどちらも両方行けるようにするという事で、管理については現行のとおり社会福祉協議会に委託をするという案でございます。

高齢者の集会所、南部町に1カ所、南部川村に2カ所ございますけれども、現行どおりこれまでの利用形態を基本としていくという案です。

20ページでは、家族介護用品の支給事業でございます。調整内容を申し上げますと、家庭介護用品支給事業は、国の「介護予防・生活支援事業実施要綱」により実施をする。実施方法は現物給付のみか、現物給付及びクーポン券方式（月単位の定額）か、委託先と委託料を含め合併までに検討調整をする。紙おむつ支給事業は、国の補助事業を優先した上で、「和歌山県在宅高齢者支援事業」の紙おむつ事業により実施をする。これらについては、合併までに委託先と調整をするという案でございます。

そこで、南部町では家庭介護用品支給事業で市町村民税非課税世帯にとり、その下、紙おむつでは所得税非課税世帯という表現をしておりますけれども、これはあくまでも国の事業を対象とした場合でございます。現実は南部川村と同じでございます。町単独の分が上乗せをしておりますので、対象者としては全員でございます。

なお、南部川村の場合、紙おむつにつきましては社会福祉協議会で半額補助をしておるのが現状でございます。

それから下側、敬老祝い金。敬老祝い金については、新町において調整をする。支給金額はほとんど変わらないわけなんですけれども、対象年齢が違いございますので、新町において調整をするという案でございます。

続きまして、21ページで敬老行事。南部町では、「元気！ふれあい長寿のつどい——敬老福祉大会」、南部川村では「老人慰安一泊招待」という事業ですけれども、調整内容としては開催方法は南部町の例による。現行では対象者が75歳以上であるが、参加者の増加により開催場所の問題がある。2回から3回に分けての実施や、対象年齢の引き上げ、欠席者への祝い品配布など具体的内容は新町において調整をする。基本的には南部町の例によるという案でございます。

続いて、生きがい活動支援通所事業、老人ミニデイサービス事業と言われておる分なんですけれども、調整内容としては、距離的な問題から送迎のこともあり、当面の間は現在の利用形態で実施をしていく。南部川村には単独補助があり、新町において国庫補助のみで運営できるように調整をしていくという調整案でございます。

それから、22ページでは障害児（者）の福祉手当でございます。両町村、この制度を設けておるわけなんですけれども、調整内容としては国の施策に上乗せした町村単独の制度であり、支給金額や支給対象者、所得制限の有無など、調整方針によっては新町の大幅な負担増となることから、合併までに十分検討調整し制度を一元化をするという案でございます。

大きな違いとしましては、南部川村では対象者の欄の下に書いておりますように、公的年金を受給していない者という限定をしております。金額につきましては、南部川村は月額4,000円、南

部町は18歳未満とか20歳未満の方については月額 5,000円、それ以上の方は月額 3,000円というのが現状でございます。公的年金をもらっている方には支給をしないというのが南部川村で、南部町は全員、所得制限もなしというのが現状でございます。

23ページでは、重度心身障害者と医療費の助成。これにつきましては、調整案、右端にありますように、重度心身障害者医療費助成事業については、南部町の例とする。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。南部町の例というのは、 のところにあります括弧の中、入院外の医療費も対象とする。南部川村は、入院にかかる医療費だけですけれども入院外。それと の療育手帳、南部川村はAの交付だけですけれども、AまたはB、とにかく療育手帳を持っておる者は全員という考えです。それから、所得制限を設ける。医療費については、入院時の食事負担は含まないという案でございます。

以下、医療費関係につきましては、同じ調整方針案ですけれども、国や県の制度に合やすことを基本としてございます。所得制限を設ける、食事負担等は含まないという案でございます。

乳幼児医療費の助成につきましては、右端にありますように、南部川村の例とする。ただし、入院時の食事負担は対象外とするということでございます。

老人医療費の助成。これは、老人医療費については、南部町の例とするということで、町内に住所を有する67歳以上の者で、所得制限があり現物給付という方針でございます。

ひとり親家庭医療費の助成につきましてはですけれども、ひとり親家庭医療費助成事業については、南部町の例とする。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。いずれも上と同じ方針でございます。

24ページに移りまして、精神障害者医療通院治療費の助成ですけれども、調整方針案は、精神障害者医療費助成事業については、南部町の例により一元化をする。南部町にあります重度心身障害者等医療費助成事業とあわせて実施をするということで、これらは両町村違いはございません。

特別医療費助成ですけれども、南部町にございます災害等による生活困窮者を対象とした医療費助成ですけれども、これについては南部川村実施をしておりますけれども、新町では南部町の例による。ただし、入院時の食事負担は対象外とするよということで、南部町の方式を採用したいという案です。

続いて、妊産婦医療、これは南部町にあつて南部川村にはございません。妊娠の届け出でから妊娠でなくなる日までの医療費の助成です。それと、下側、赤ちゃん誕生祝金、南部川村のみでございまして、これらの2つの制度については右の調整方針案のとおり妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については、合併時に廃止をするという案でございます。

以上が調整方針案でございます。

以上で説明を終わります。

玉井議長 ご苦労さんでございました。

今、事務局の方から協議第16号の総務企画関係事業の取り扱い、17号の保健衛生事業の取り扱い、それから18号の住民福祉関係事業の取り扱い、一括して説明を願ったわけでありますが、これ

は今回提案されたこの項目につきましては、今まで協議していただいた重要項目とは違いまして、現在役場が行っている事務事業の細部にわたるものでありまして、生活に密着した内容でございます。

ですから、住民の方の関心も高いと思いますが、当協議会においては南部町と南部川村の合併に向けて事務当局部門が調整していく方向づけとして協議を確認をしていただきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

協議事項については、提案があった次回の協議会で協議確認の手順となっております。ただいまの説明についてご意見、ご質問ございましたらお出しください。ございませんか。

Ｊ委員。

Ｊ委員 これは、提案なんですけれども、現在保育所で3歳児、4歳児ということなんですけれども、今のところこの南部、南部川にゼロ歳児の施設がないんですね。今後、こういうことも考えられるような余地があるんか、そこらあたり会長さん、いかがでしょう。

山田会長 今、この原案には出しておりませんが、今後の問題についてやはりそれも検討、協議をしていくべきことだと思います。

今、これには載せていませんが、そういうご意見が出てまいりまして、新町建設計画というのが成り立っていくと思いますので、ご意見として承っております。

玉井議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

それでは、協議事項につきましては委員の皆さん方でそれぞれご検討いただきまして、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと、こう思っております。

以上をもちまして、協議事項の提案及び審議を終わりたいと思います。

続きまして、の確認事項について事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 恐れ入ります。25ページですけれども、南部町・南部川村合併協議会での委員管内視察研修について提案をさせていただきたいと思います。

日程につきましては、15年2月1日土曜日ということですが、これは両町村の本日お越しの委員さん方で一度管内、南部町、南部川村の両管内の状況把握ということも含めまして、公共施設等を主に視察をしてみたいなということで考えてございます。

朝9時に南部町役場を出発をいたしまして、岩代の農地造成からずっと始まって、町内主立った施設を回って、それから南部川へ入って共和球場から梅振興館を振り出しに各施設ずっと回って、清川では切目辻のトンネル、龍神との境界まで行って戻ってきて、それからまた名の内に入って、虎ヶ峰へとも思ったんですけれども、現在ちょっと災害で通行どめとなっております関係で、桃の川の入り口、名の内のところで帰ってきて、両町村管内を回ってみたいという案でございます。

それと、26ページでは、これも提案でございますけれども、南部町・南部川村合併まちづくりフ

フォーラム、以前第1回目の会議で事業計画で出ささせていただいておりますまちづくりフォーラムですけれども、これにつきましては2月11日に行いたいという提案でございます。

内容ですけれども、午前の部では「鳥の目で見よう」ということで、「空から描く南部郷の未来イメージ」ということで、これは協議会ができて11月14日ですか。この場所で講師先生にお話いただいた中で、鳥の目、虫の目という話が出ておりましたので、それを参考とさせていただいて、ヘリコプターで両町村を見て回る方法を考えてございます。約10分間のフライトで、1回に5名ずつということで、時間的な関係もございまして50名に限定をしたいなというふうに考えてございます。中学生以上の方を対象としたいと思っております。50名を対象に、「空から描く南部郷の未来イメージ」を見ていただきたいと思っております。

2として、「虫の目で見よう」ということで、「カントリーウオークによる南部郷の再発見」ということで、南部町と南部川村区域をハイキングをしてみたいと考えてございます。ですけれども、非常に面積が広がりますので、一応現在考えておりますコースの設定としては、南部町の町民広場を振り出しに三鍋王子、鹿島神社、それから八丁街道を登りまして南部梅林の入り口からまた奥へ登って、晩稲幼児公園、あの付近で昼食をとっていただいて、それから方丈を八丁田んぼを東側、方丈を登って西本庄橋を渡って須賀神社へ行って、そこからまた南部川の右岸を下ってきて学校橋から野原天神に入って、それから町民広場へ帰ってくるコース、約10キロのコースを予定しております。これらについては、電話で申し込みを受け付けをいたしまして出発をしたいということで、当日は弁当持参をお願いをしたいと考えてございます。

ガイドにつきましては、南部川村ハイキングクラブに協力依頼をさせていただきます。これが午前の部でございます。

それから、27ページに移りまして午後の部ですけれども、まちづくりフォーラム、住民一般の方に参加をいただく予定でございまして、テーマとしては「住民が描く未来の南部郷」ということで、場所なんですけれども、国民宿舎ロイヤル等を当たってみたくなんですけれども、なかなか日程の都合がつかなくて、場所としてはこの場所、ホールで約200名ぐらいを対象にできたらなというふうに考えてございます。時間帯としましては、3時から5時までの2時間を予定しております。

そこで、パネルディスカッションということで、問題提起、南部郷をどう育てていくかという問題提起をいただいて、あとパネリストによる発表、討議をしていただく予定にしております。

現在予定しておりますパネラーとしましては、森林組合の職員、松本参事でございます。南部町漁業組合の参事東本さん、南部町商工会代表といたしますか、まちづくり塾生でもございます猪野さん、南部川村の元源蔵塾生永井恒雄さん、それから梅料理研究会の岩本直子さん、この方々にパネラーをお願いしてまちづくりフォーラムを開催をしたいと考えております。

それで28ページに移りまして、人数をぐっと絞って約40名程度でまちづくり交流会を開きたいと考えてございます。ですけれども、これは6時から7時半まで、夜6時から7時半までということで、参加料、食材費等参加料をいただいてそれぞれ3グループぐらいに分かれてフリートークをしていただければという提案でございます。

フォーラムにつきましては、参加数よりは内容のある住民参加、住民主体のフォーラムとしたい

ということを考えてございます。

以上が11日のフォーラムをやってみたいという提案でございます。

それから、最後29ページでは、ここは次回協議会の開催ですけれども、2月は南部川村の議会議員の選挙ございますので、本協議会はお休みとさせていただきたいと思えます。

第4回につきましては、そこに書いてございますように、15年3月下旬という表示をさせていただいてございますけれども、26日、27日、28日あたり、もう3月の末になろうかと思えます。両町村の議会終了後で予定をしたいと考えてございますけれども、もし市長会等で日程が決まりましたら、委員の皆様方には書面でもってご連絡を申し上げたいと思えます。

以上で ということで、管内の視察研修とまちづくりフォーラムについての提案をさせていただいておりますので、よろしく願いたいと思えます。

玉井議長 ありがとうございます。

それではまず1つ、2月1日の管内視察、このことについての質問ございませんか。

なければ、2月11日、この日は大分忙しいみたいやな。午前中の鳥の目、虫の目。それから午後のフォーラム、夜の交流会、これについての質問ございませんか。ございませんか。

G委員。

G委員 このフォーラムはどこへ参加していいのか、参加せんでも構わんのか、それさっぱりわからない。ようけありすぎてさっぱりわからんけど、ちょっとその説明頼みます。

小谷事務局長 すみません。委員の皆様方につきましては、午後の部のまちづくりフォーラムで午後3時から5時までという部分があるわけなんですけれども、そこでできたら参加お願いできたらなと思っております。

なお、午前中の鳥の目、虫の目、こちらについても、希望のある方は申し込んでいただいたらと思えます。

ですけれども、カントリーウオークについては、若干早足で歩いていただかないと、ちょっと3時まで終わりきらない部分があるので、ちょっと不可能かなと。それと、午前中、南部川村で梅まつりが予定されておりますので、そこへ参加される方等もございますので、ですので午前の部はちょっと難しいかなというのがございますので、まちづくりフォーラムの方にご参加をいただける方はご参加いただいたらと思っております。

以上です。

玉井議長 よろしゅうございますか。井口委員。

井口委員 夜の部の交流会は。

小谷事務局長 一応、夜の部40名、会場の都合で40名とさせていただいておりますけれども、今現在事務局で考えておりますのが、各種団体、南部町であればまちづくり塾ですか。南部川村であれば源蔵塾とか婦人会、町内にそれぞれ農振とか各種団体があるかと思しますので、団体の皆様方に相談して、各団体から二、三名ずつ参加していただけたらなと考えてございます。

何分有料となっております関係もございまして、各種団体の方ともご相談して40名ぐらいでフリートークでやっていきたいと考えてございまして、委員さん全員の参加は特に今のところ考えてございません。

以上です。

玉井議長 よろしゅうございますか。

H委員 協議会事務局となってあるけれども、これ役場の総務課あたりでも受け付けということはできるのかな。

小谷事務局長 その鳥の目といいますか、ヘリコプターの部分ですけれども、両町村で受け付けした場合に、一応定数50人しか飛べない状況ですんで、できれば1カ所で受け付けをしたいと考えております。

ハイキングにつきましては、人数に制限ございませんので、両方の公民館で受け付けをしていただくことにさせていただきたいと思っておりますけれども、ヘリコプターからの分につきましては協議会の事務局の方をお願いをしたいと思っております。

玉井議長 ほかにご質問ございませんか。

その夜の40名というのは、各町村でお願いしてもらおうんですか。

小谷事務局長 各種団体へ頼んで。

玉井議長 団体やけども、南部の委員さんに南部町の団体の人をお願いしてもらおうんですか。

小谷事務局長 いやいや、事務局の方で。

玉井議長 事務局からやな。事務局から依頼してくれるそうです。

それでは、ほかにございませんか。

それでは、次回第4回は3月の下旬だと、そういうことであります。ありがとうございました。

本日の議事につきましては、以上で終了いたしました。

特に皆さん方の方でご意見ございませんか。

それでは、委員の皆さん方におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただ

きましてまことにありがとうございました。そしてまた、会議の運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

なお、振興局の小住局長さん、どうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして副会長の山崎南部町長からあいさつがございます。

山崎副会長 本日は、大変長時間にわたりましてご協議をいただきました。

中でも、全国的にも問題になっている議員定数の問題でありますとか、あるいは町名の問題が協議会の3回目で一応の結論といたしますか、1つの考え方を法定協議会でお示しをいただきました。これは、全国でも珍しいのではないかというふうに思います。厚く御礼を申し上げたいと存じます。

これからなお、いろいろな関係で、特に財政計画でありますとか新町の計画ということに本格的に取り組まなければなりません。まさに、ことし1年が勝負だと思っておりますので、今後もよろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、先ほど事務局から話ありましたように、南部川村の選挙、あるいは南部町の選挙という2月、4月に選挙がございます。できるだけと申しますが、何とか委員の皆さん、ご出馬をお願いしたいんでありますが、これを強制するわけにもまいりませんし、我々も保障するわけにもいきませんので、しかし熟慮の上でご決断をしていただければまことにありがたいかと、こういうふうに思うわけであります。長時間ありがとうございました。

なお、一言だけちょっと申し上げておきたいのは、特に南部町、南部川村の方もそうなのでありますけれども、町名の方のところの委員さんには申し上げたんですが、過日紀伊民報さんにある町名で、公営住宅の関係のこととかというような問題が法定協議会で議論になりまして、新聞紙上で取り上げられました。

実は、南部川村には公営住宅はありませんから、南部町にも同様のことがないのかというご心配の向きもあるかと思っておりますけれども、南部町はああいう事例は決してございません。ここで、いろいろなことを申ししても、そういうことがあれば明るみになるわけでありまして今申し上げておきますけれども、決してああいうふうな形の公営住宅の管理上において、新聞紙上などで指摘のあったような点は一切ございませんので、ご報告申し上げておきますし、なおまた、特別会計は南部町は全部黒字でございますし、開発公社におきましてそういう赤字でありますとか、あるいは土地による焦げつきのものでありますとか、そういうものは一切ございませんのでご報告を申し上げておきますと、合併に絡む基本的な問題として問題になるうかと思っておりますので、ご安心を賜りたいと、ご報告を町長として申し上げておきますので、ご了解を賜りたいと思っております。

以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

(拍手)

玉井議長 それでは、閉会をいたします。

司会者。

司会者 玉井議長様、ご苦労さまでした。皆さん、長時間にわたり本日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 4 時20分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員